

燕市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

燕市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年燕市条例第28号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 9 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

燕市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年燕市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「小規模保育事業 A 型をいう。)」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を、「小規模保育事業 B 型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「附則第4条」を「附則第5項」に改める。

第42条第1項中「この項において同じ」を「以下この項から第5項までにおいて同じ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

第42条中第4項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に、「第1項」を「第1項本文」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「前項」を「第1項本文」に、「障害児入所支援施設」を「障害児入所施設」に改め、「指定する施設」の次に「(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、

この限りでない。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き

必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第48条ただし書中「第34条第5項」を「第46条第5項」に改める。

附則第4項を削る。

附則第5項中「この条例の施行の日」の次に「(以下「施行日」という。)」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「市」を「市長」に、「第42条第1項」を「第42条第1項本文」に、「この条例の施行の日」を「施行日」に、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。